



令和元年7月11日

各位

会社名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役 磯貝 匡志
(コード:1722 東証・名証第1部)
問い合わせ先 執行役員経営企画部長 苅米 信俊
(TEL 03-3349-8088)

(訂正) 「支配株主等に関する事項について」の一部訂正について

令和元年6月19日付で開示いたしました「支配株主等に関する事項について」に一部訂正がありましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

<訂正前>

トヨタ自動車株式会社は、同社連結子会社のトヨタホーム株式会社が当社議決権の 51.23%を保有していることから、トヨタホームとともに当社の「親会社」に該当します。なお、当社に与える影響が大きいと考えられる当社の親会社等（有価証券上場規程第 411 条第 2 項に規定する「親会社等」をいいます。）に該当するのは、トヨタ自動車であります。

平成 31 年 3 月期におけるトヨタ自動車及びトヨタホームと当社の間での取引は僅少であります。また、トヨタ自動車及びトヨタホームからの金銭などの貸借、保証・被保証等の関係はございませんが、人的関係については、トヨタホームの役員 4 名が当社役員を兼務しております。これは更なるシナジー効果の追求を目的に当社から依頼したものであり、当社の事業活動や経営判断につきましては、当社の取締役会等において討議及び決議がなされており、トヨタ自動車及びトヨタホームからの独立性は確保されていると考えております。

なお、より客観的な経営の監督の実効性を確保するため、独立社外取締役を 2 名選任しております。

<訂正後>

トヨタ自動車株式会社は、同社連結子会社のトヨタホーム株式会社が当社議決権の 51.23%を保有していることから、トヨタホームとともに当社の「親会社」に該当します。なお、当社に与える影響が大きいと考えられる当社の親会社等（有価証券上場規程第 411 条第 2 項に規定する「親会社等」をいいます。）に該当するのは、トヨタ自動車であります。

平成 31 年 3 月期におけるトヨタ自動車及びトヨタホームと当社の間での取引は僅少であります。なお、トヨタ自動車及びトヨタホームからの金銭の貸借は僅少で、保証・被保証等の関係はございません。人的

関係については、トヨタホームの役員4名が当社役員を兼務しておりますが、これは更なるシナジー効果の追求を目的に当社から依頼したものであり、当社の事業活動や経営判断につきましては、当社の取締役会等において討議及び決議がなされており、トヨタ自動車及びトヨタホームからの独立性は確保されていると考えております。

また、より客観的な経営の監督の実効性を確保するため、独立社外取締役を2名選任しております。

以 上